

小坂井北保育園入園説明会の議事概要

日 時 令和5年9月20日(水) 1回目 10時00分～11時00分
2回目 15時30分～16時15分

場 所 小坂井北保育園遊戯室

出席者 【豊川市】保育課長、鈴木補佐、高田係長

【清源会】石川副園長

【保護者】 1回目 6人

2回目 18人

概 要

課長

- ・豊川市の多くの保育園は、ベビーブーム時代の昭和40年代から50年代に建てられた園舎が多く、この小坂井北保育園は昭和46年に建設され、老朽化が進み更新時期を迎えている。
- ・このエリアでは、公立の小坂井東保育園を建替え10月1日から新たな園舎で受け入れを始めるところ。現在仮園舎として使っている旧こざかい児童館があくため、小坂井北保育園の園児は10月16日から利用していただく。引越しが終わり次第、この園舎の取り壊し工事を始める。
- ・現在は、市の保育士と清源会の保育士が合同で保育を行い、令和5年度と6年度の2か年かけて清源会の保育士を増やしていき、令和7年度から民間園としてすべての保育士が清源会の保育士となる。一気に先生が変わってしまうことのないように、経過期間をとって子どもの環境に配慮しようとするもの。
- ・民営化により、保育サービスを向上させる。認定こども園となることで、保育の要件が必要ない1号認定の枠ができること、土曜日の開園時間について14:00までが18:00までとなること、などを予定している。
- ・今後のスケジュールは、令和5年度に引越し、現園舎解体、合同保育、令和6年度に新園舎建設、合同保育、令和7年度に民間の認定こども園として開園。

副園長

- ・新たな園の施設管理者の候補者として私から園運営の概要について説明させていただく。(パンフレットに基づき、こども園の1日、年間行事、社会生活で大切にしていること、建物平面図、令和7年4月の入園にあたって、などを説明。)

質 疑

Q 保育園と認定こども園はどう違いますか。

A 保育園を利用するためには保護者が1日4時間以上、かつ、月15日以上就労等をしている必要がありますが、認定こども園は3歳以上児であれば保護者の就労要件に関わらず利用することが可能となります。(1号認定部分)

- Q 1号認定の募集は、令和7年度からですか。
- A 新こども園の1号認定の募集は、令和7年度の入園からを予定しています。
- Q 現在の保育園と新こども園では入所手続きに違いはありますか。
- A 保育園は豊川市への申請や認定でしたが、民間の運営となる新こども園では施設（運営法人）との契約が必要となりますので、入園願書の提出をお願いします。
- Q 園服や通園カバンなどの用品は、新園の開園時（令和7年4月）に新園用に買い換える必要がありますか。
- A 園服などの用品は、新園の開園から5年程度は移行期間を設ける予定ですので、現在の小坂井北保育園の用品も利用できるように考えています。
- Q 今使用している駐車場はどうなりますか。
- A 引き続き駐車場として使用していただく予定です。また、少し離れた場所になると思いますが、新たな駐車場を借りて確保することを検討しています。
- Q 仮設の園舎に移ったら、園庭はどうなりますか。
- A 仮の園庭を整備しています。また、小坂井東保育園の園庭についても、時間や学年をわけるなどして利用することを考えています。
- Q 土曜日の保育が午後6時までになるとのことだが、令和7年度からですか。
- A 新たな園となる令和7年4月からを予定しています。
- Q 仮園舎の面積は足りていますか。
- A 法令等で定められている保育に必要な面積基準について、仮園舎においても満たしています。
- Q 民間の新こども園を利用したくない場合は、転園の場合と同じように選考の指数が減点となるのですか。
- A 年度の途中であれば、これまでの取扱いと同様に減点となりますが、年度途中でなければ通常の新規入所の取扱いとなります。